蟹江町広報誌広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蟹江町広告掲載要綱(平成19年蟹江町要綱第11号。以下「要綱」という。)及び蟹江町広告掲載基準(平成19年4月1日施行。以下「基準」という。)の規定に基づき、蟹江町(以下「町」という。)が発行する広報誌「広報かにえ」(以下「広報誌」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報誌に掲載する広告(以下「広告」という。)は、要綱及び基準に定 めるところによる。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、広報誌の裏表紙及び中面最下段とする。

(広告の掲載期間)

- 第4条 広告の掲載期間は、広報誌1号(1箇月)とする。
- 2 広告は、複数号連続して掲載できるものとする。ただし、年度が替わると きは、改めて申込手続をしなければならない。

(広告の掲載規格等)

- 第5条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。
 - (1) 大きさ
 - ア 広報誌の裏表紙に掲載する広告(以下「1種広告」という。) 1枠当 たり天地65mm×左右180mm
 - イ 広報誌の中面最下段に掲載する広告(以下「2種広告」という。) 1 枠当たり天地45mm×左右87mm
 - (2) 配色 4色(シアン・マゼンタ・イエロー・ブラック)でJIS規格の色に 限る。
- 2 一月当たりの広告の掲載枠数は1種広告4枠、2種広告2枠を限度とし、 同一申込者が同一発行月の広報誌において、複数の広告を掲載することはで きないものとする。ただし、空枠がある場合は、前項第1号に規定する広告 の大きさが同一の場合に限り、2枠まで掲載できるものとし、連結しての掲 載も可能とする。

(広告の掲載料金)

- 第6条 広告の掲載料金は、次のとおりとする。
 - (1) 1種広告 1枠当たり20,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
 - (2) 2種広告 1枠当たり10,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) (広告の募集)
- 第7条 広告の募集は、広報誌、町公式ウェブサイト等により行うものとする。 (広告掲載の申込み)
- 第8条 広報誌への広告掲載を希望する者は、蟹江町広報誌広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、町公式ウェブサイトに掲載する期間内に町長に提出しなければならない。
 - (1) 広告原稿
 - (2) 会社案内等(会社の概要がわかるもの)

(広告掲載の決定等)

- 第9条 町長は、前条の規定により提出された申込書を、町が指定する日に審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。この場合において、町長は、必要に応じて蟹江町広告審査委員会の審査に付し、その結果を参考として可否を決定するものとする。
- 2 広告の掲載が適当と認められる申込みが、第5条第2項に規定する掲載枠 数を超える場合は、抽選によって掲載広告を決定するものとする。
- 3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を蟹江町広報誌広告 掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告原稿の作成)

第10条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成すること。

(広告内容等の変更)

第11条 町長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき又はこの要領に抵触していると判断したときは、 広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

(広告主の届出義務)

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、蟹江町広報誌広告 申込内容変更届(様式第3号)により、変更等を希望する月の前々月10日ま でに町長に届け出なければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(広告掲載の取消し等)

- 第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消 し、又は広告の掲載を一時停止することができる。
 - (1) 町長が指定する期日までに掲載料を納付しないとき又は納付する見込みがないとき。
 - (2) 町長が指定する期日までに広告原稿が提出されないとき。
 - (3) 広告主から掲載取下げの申出があったとき。
 - (4) 広告の内容等が変更され、要綱及び基準に抵触する場合であって、町長が必要と認めるとき。
 - (5) 前各号に規定するもののほか、掲載内容がこの要領に適合しないと町長が判断したとき。
- 2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したとき又は広告の掲載を 一時停止したときは、蟹江町広報誌広告掲載取消し等通知書(様式第4号) により広告主に通知するものとする。

(損害賠償請求)

第14条 前条第1項第4号及び第5号に該当する事由により町が被害を被った 場合は、町長は、広告主に対し損害賠償を請求できるものとする。

(広告掲載の取下げ)

- 第15条 広告主は、自己の都合により広報誌への広告掲載を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は蟹江町広報誌広告掲載取下届(様式第5号)により広告掲載の取下げを希望する月の前々月の10日までに町長に届け出なければならない。

(広告掲載料の環付)

第16条 広告主の責めに帰すことができない理由により、町が広告を掲載できなかったときは、広告原稿の未掲載分に限り、納付済みの掲載料を還付する。

ただし、天災、事故等町の責めに帰すことができない場合は、この限りでない。

2 掲載料の還付を受けようとする者は、蟹江町広報誌広告掲載料還付請求書 (様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(広告主の責任等)

第17条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、広報誌への広告掲載に関して必要な事項は、町長が定める。

附則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の蟹江町広報誌広告掲載取扱要領の規定に 基づいて作成されている申込書その他の用紙は、改正後の蟹江町広報誌広告 掲載取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附則

- 1 この要領は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の蟹江町広報誌広告掲載取扱要領の規定に 基づいて作成されている申込書その他の用紙は、改正後の蟹江町広報誌広告 掲載取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 3 この要領の施行に基づく申込みにより掲載を決定した広告は、令和6年5 月発行の広報誌から掲載することができる。